平成２９年（フ）第７５４号
千葉県船橋市前原西１丁目24番１－105号
債務者　兒玉　秀美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７７０号
千葉市若葉区若松町497番地13　レオパレスリベール２－105号
債務者　米川　明良
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８１号
千葉県市原市山田橋１丁目９番地９　タウン国分寺台Ｃ－202
債務者　藤川理恵子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９６号
千葉県八千代市高津1242番地３　メゾン・ラフォーレ101号
債務者　佐々木俊和
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１１号
千葉市若葉区千城台東２丁目39番１号　ダイアパレス千城台Ⅱ301号
債務者　西岡　裕一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１４号
千葉市若葉区西都賀４丁目３番11号　リヴェール202号
債務者　藤本　洋一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３８号
千葉県市原市馬立1898番地４
債務者　布施　　衛
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３９号
千葉県市原市能満1244番地１
債務者　鹿野　由利
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６７号
愛知県小牧市小牧１丁目145番地　大輪宿舎２棟201号
債務者　大曲　年久
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９６号
名古屋市名東区小池町51番地　高柳ハイツ201号
債務者　西尾　智里
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４１６号
愛知県海部郡蟹江町城１丁目588番地　ＵＲＢＡＮ20　３Ｅ
債務者　杉山　直美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４６号
兵庫県姫路市別所町北宿911番地１　メゾングレイス201号、従前の住所東京都江戸川区一之江３丁目22番７号　コーラル101
債務者　大竹　辰美
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６８号
兵庫県姫路市打越1339番地老人健康管理センターひめじ保養所太陽、従前の住所兵庫県姫路市楠町102番地８
債務者　小林　隆夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３７５号
兵庫県加古川市平岡町高畑378番地の７、従前の住所兵庫県高砂市松陽１丁目３番29号
債務者　藤本小百合
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８８号
兵庫県加古川市新神野２丁目19番１－403号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目７番地　パールハイツ新野辺３号
債務者　中嶋　眞澄
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３８９号
兵庫県加古川市野口町長砂978番地の１第一明姫マンション２－Ｃ号
債務者　舩江　文子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１８号
長崎県西海市西彼町大串郷1800番地　大串第３団地303号
債務者　白石　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係